

島根県報

平成23年8月12日（金）

第2,315号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	（高齢者福祉課）	2
土地改良区の定款変更の認可（2件）	（農村整備課）	2
換地計画書の縦覧	（　　　　　）	2
県立石見海浜公園の区域の変更	（都市計画課）	2
島根県指定金融機関等の名称等の一部改正	（会計課）	5

【公 告】

都市計画事業の認可	（都市計画課）	5
-----------	---------	---

【特定調達公告】

平成23年度除雪機械の購入に係る一般競争入札の落札者等	（道路維持課）	6
島根県立中央病院における一般撮影装置及び一般撮影画像処理制御装置購入に係る一般競争入札の落札者等	（病院局）	9

【公企訓令】

木都賀ダム操作規程の一部改正	（企業局施設課）	10
----------------	----------	----

【選管告示】

不在者投票を行うことができる施設の所在地の表記の変更		10
----------------------------	--	----

告 示**島根県告示第557号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示する。

平成23年 8 月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社 吾妻剣心社	通所介護	デイサービスセンター有	雲南市吉田町吉田2711	平成23年 8 月 7 日
	介護予防通所介護	志縁 吉田のたたらば		

島根県告示第558号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、大田市波根町波根土地改良区の定款変更を平成23年 8 月 3 日付けで認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成23年 8 月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第559号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、中村土地改良区の定款変更を平成23年 8 月 5 日付けで認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成23年 8 月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第560号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項の規定により、次の者から換地計画の認可の申請があり、同法第52条の2第1項の規定により審査した結果これを適当と決定したので、同条第4項において準用する同法第8条第6項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該決定に異議がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して申し出ることができる。

平成23年 8 月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業主体名	換地計画に係る地区	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
江津市土地改良区	上口地区	換地計画書の写し	平成23年 8 月12日から 21日間	江津市役所

島根県告示第561号

県立石見海浜公園の区域を次のとおり変更するので、島根県立都市公園条例（昭和49年島根県条例第45号）第14条の規

定により告示する。

平成23年 8 月12日

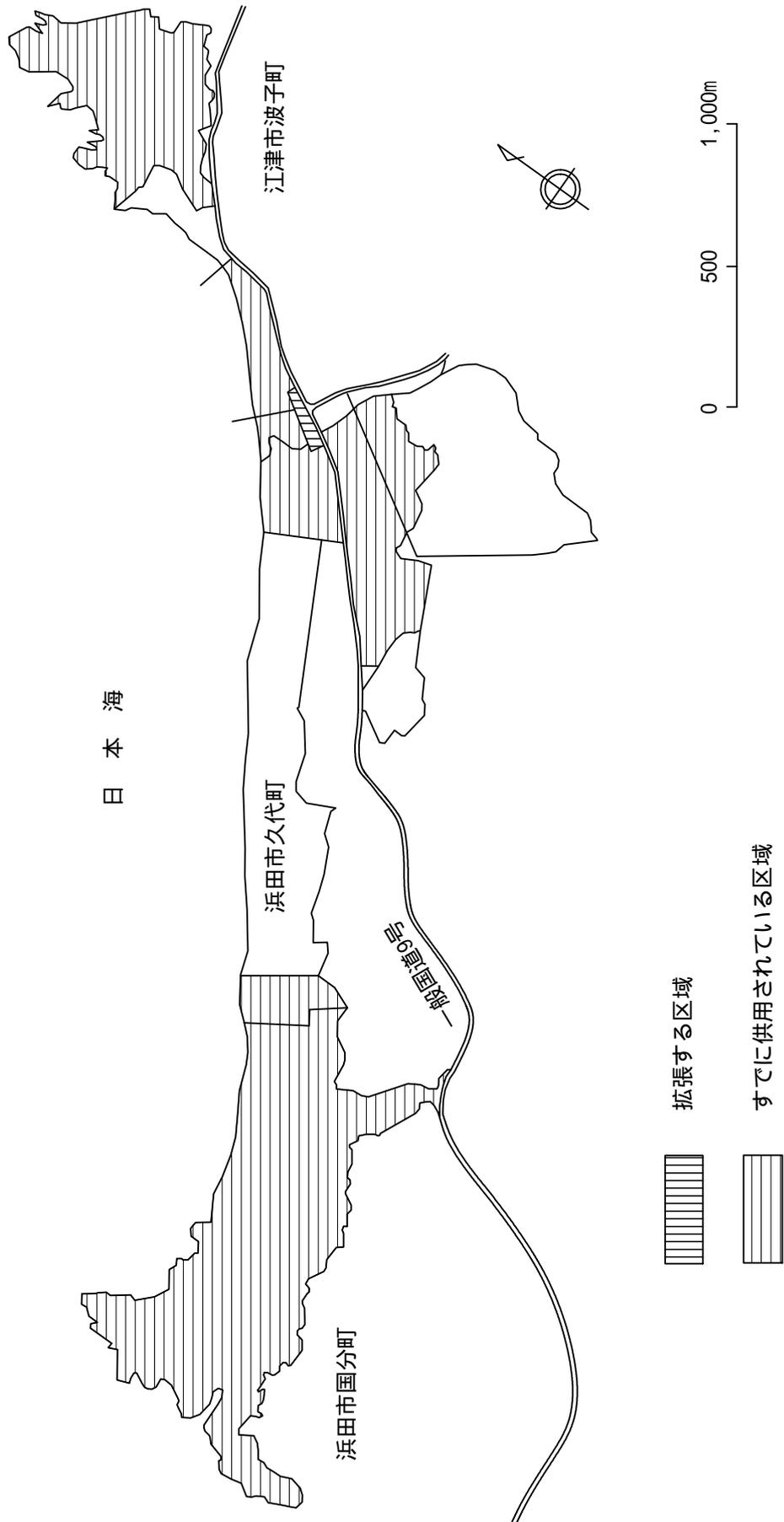
島根県知事 溝 口 善兵衛

1 変更する区域

次の図の斜線の部分を拡張する。

2 変更に係る区域の供用開始日

平成23年 8 月16日



島根県告示第562号

島根県指定金融機関等の名称等（平成16年島根県告示第67号）の一部を次のように改正し、平成23年8月12日から施行する。

平成23年8月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

「

第3号の表中	株式会社ゆうちょ銀行	日本国内に所在する本店、支店及び出張所並びに郵便局	を
--------	------------	---------------------------	---

」

「

株式会社ゆうちょ銀行	日本国内に所在する本店、支店及び出張所並びに郵便局		に改める。
楽天銀行株式会社	日本国内に所在する本店及び支店	県の公金の収納事務（マルチペイメントネットワークを利用したものに限る。）	

」

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定により、都市計画事業の認可の告示（平成23年中国地方整備局告示第145号）があったので、同法第66条の規定により、都市計画事業の施行について次のとおり公告する。

平成23年8月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 都市計画事業の種類及び名称
出雲都市計画道路事業7・5・7号神門通り線
- 2 施行者の名称
島根県
- 3 事務所の所在地
出雲市大津町 出雲県土整備事務所
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
島根県出雲市大社町杵築南字川端、字鹿城山、字鹿蔵山及び字馬場地内
 - (2) 使用の部分
なし

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公示する。

平成23年8月12日

島根県知事 溝口 善兵衛

1 物品等の名称、数量及び配車先

- (1) ロータリー除雪車（2.2m級）、1台、松江県土整備事務所広瀬土木事業所
- (2) ロータリー除雪車（2.2m級）、1台、雲南県土整備事務所
- (3) ロータリー除雪車（2.2m級）、1台、出雲県土整備事務所
- (4) ロータリー除雪車（2.2m級）、1台、益田県土整備事務所
- (5) ロータリー除雪車（2.2m級）、1台、益田県土整備事務所津和野土木事業所
- (6) 除雪ドーザー（11t級）、1台、松江県土整備事務所広瀬土木事業所
- (7) 除雪ドーザー（11t級）、1台、雲南県土整備事務所仁多土木事業所
- (8) 除雪ドーザー（11t級）、1台、出雲県土整備事務所
- (9) 小形除雪車（1.0m級）、1台、松江県土整備事務所
- (10) 小形除雪車（1.0m級）、1台、松江県土整備事務所広瀬土木事業所
- (11) 小形除雪車（1.0m級）、1台、雲南県土整備事務所
- (12) 小形除雪車（1.0m級）、1台、出雲県土整備事務所
- (13) 小形除雪車（1.0m級）、1台、県央県土整備事務所
- (14) 小形除雪車（1.0m級）、1台、県央県土整備事務所大田事業所
- (15) 小形除雪車（1.0m級）、1台、益田県土整備事務所
- (16) 小形除雪車（1.0m級）、1台、益田県土整備事務所津和野土木事業所
- (17) 小形除雪車（1.0m級）、1台、隠岐支庁県土整備局
- (18) 除雪ドーザー（8t級）、1台、松江県土整備事務所
- (19) 除雪ドーザー（8t級）、1台、出雲県土整備事務所
- (20) 除雪ドーザー（8t級）、1台、県央県土整備事務所
- (21) 除雪ドーザー（8t級）、1台、益田県土整備事務所
- (22) 除雪ドーザー（8t級）、1台、益田県土整備事務所津和野土木事業所
- (23) 除雪ドーザー（8t級）、1台、隠岐支庁県土整備局
- (24) 除雪トラック（7t級）、1台、松江県土整備事務所
- (25) 除雪トラック（7t級）、1台、益田県土整備事務所津和野土木事業所

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

島根県土木部道路維持課道路管理グループ 島根県松江市殿町8番地

3 落札者を決定した日

- (1) 平成23年7月22日
- (2) 平成23年7月22日
- (3) 平成23年7月22日
- (4) 平成23年7月22日
- (5) 平成23年7月22日
- (6) 平成23年7月22日
- (7) 平成23年7月22日
- (8) 平成23年7月22日

- (9) 平成23年 7月22日
- (10) 平成23年 7月22日
- (11) 平成23年 7月22日
- (12) 平成23年 7月22日
- (13) 平成23年 7月22日
- (14) 平成23年 7月22日
- (15) 平成23年 7月22日
- (16) 平成23年 7月22日
- (17) 平成23年 7月22日
- (18) 平成23年 7月28日
- (19) 平成23年 7月28日
- (20) 平成23年 7月28日
- (21) 平成23年 7月28日
- (22) 平成23年 7月28日
- (23) 平成23年 7月28日
- (24) 平成23年 7月22日
- (25) 平成23年 7月22日

4 落札者の氏名及び住所

- (1) 株式会社原商 島根県松江市宍道町白石81番地10
- (2) 株式会社原商 島根県松江市宍道町白石81番地10
- (3) 株式会社原商 島根県松江市宍道町白石81番地10
- (4) 株式会社原商 島根県松江市宍道町白石81番地10
- (5) 株式会社原商 島根県松江市宍道町白石81番地10
- (6) 株式会社原商 島根県松江市宍道町白石81番地10
- (7) 株式会社原商 島根県松江市宍道町白石81番地10
- (8) 株式会社原商 島根県松江市宍道町白石81番地10
- (9) 株式会社原商 島根県松江市宍道町白石81番地10
- (10) 株式会社原商 島根県松江市宍道町白石81番地10
- (11) コマツ山陰株式会社松江支店 島根県松江市東津田町1266番地 1
- (12) 株式会社原商 島根県松江市宍道町白石81番地10
- (13) 株式会社原商 島根県松江市宍道町白石81番地10
- (14) 株式会社原商 島根県松江市宍道町白石81番地10
- (15) 株式会社原商 島根県松江市宍道町白石81番地10
- (16) 株式会社原商 島根県松江市宍道町白石81番地10
- (17) 株式会社原商 島根県松江市宍道町白石81番地10
- (18) コマツ山陰株式会社松江支店 島根県松江市東津田町1266番地 1
- (19) コマツ山陰株式会社松江支店 島根県松江市東津田町1266番地 1
- (20) コマツ山陰株式会社松江支店 島根県松江市東津田町1266番地 1
- (21) コマツ山陰株式会社松江支店 島根県松江市東津田町1266番地 1
- (22) コマツ山陰株式会社松江支店 島根県松江市東津田町1266番地 1
- (23) コマツ山陰株式会社松江支店 島根県松江市東津田町1266番地 1
- (24) UDトラックスジャパン株式会社出雲カスタマーセンター 島根県出雲市神門町823番地 1

(25) UDトラックスジャパン株式会社出雲カスタマーセンター 島根県出雲市神門町823番地 1

5 落札金額

- (1) 19,530,000円
- (2) 19,530,000円
- (3) 19,530,000円
- (4) 19,152,000円
- (5) 19,152,000円
- (6) 12,358,500円
- (7) 12,358,500円
- (8) 12,358,500円
- (9) 6,279,000円
- (10) 6,279,000円
- (11) 6,142,500円
- (12) 6,279,000円
- (13) 6,279,000円
- (14) 6,279,000円
- (15) 6,279,000円
- (16) 6,279,000円
- (17) 6,510,000円
- (18) 15,960,000円
- (19) 15,960,000円
- (20) 15,960,000円
- (21) 15,960,000円
- (22) 15,960,000円
- (23) 15,960,000円
- (24) 19,635,000円
- (25) 19,687,500円

6 契約の相手方を決定した手続

- (1) 一般競争入札
- (2) 一般競争入札
- (3) 一般競争入札
- (4) 一般競争入札
- (5) 一般競争入札
- (6) 一般競争入札
- (7) 一般競争入札
- (8) 一般競争入札
- (9) 一般競争入札
- (10) 一般競争入札
- (11) 一般競争入札
- (12) 一般競争入札
- (13) 一般競争入札
- (14) 一般競争入札

- (15) 一般競争入札
- (16) 一般競争入札
- (17) 一般競争入札
- (18) 一般競争入札
- (19) 一般競争入札
- (20) 一般競争入札
- (21) 一般競争入札
- (22) 一般競争入札
- (23) 一般競争入札
- (24) 一般競争入札
- (25) 一般競争入札

7 特例公告を行った日

平成23年 6 月 7 日

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第133条においてその例によることとされる物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成23年 8 月12日

島根県立中央病院 病院長 中山 健 吾

1 件名

一般撮影装置及び一般撮影画像処理制御装置 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

島根県立中央病院事務局経営部業務グループ 島根県出雲市姫原四丁目1番地1

3 随意契約の相手方を決定した日

平成23年 7 月26日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

富士フィルムメディカル株式会社関西・中四国地区営業本部長 朝比 昭雄 大阪府大阪市淀川区西宮原1丁目3番5号

5 随意契約に係る契約金額

53,025,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 特例公告を行った日

平成23年 7 月 5 日

8 随意契約の理由

地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定による。

島 根 県 公 営 企 業 訓 令

島根県公営企業訓令第2号

本 局
西部事務所

木都賀ダム操作規程（昭和52年島根県公営企業訓令第1号）の一部を次のように改正する。

平成23年 8 月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第5条中「若しくは」を「又は」に改める。

第13条第4項中「引続いて」を「引き続いて」に改め、同条第5項中「により、」を「により」に改める。

第14条第1項中「以下」を削る。

第15条第2項第1号中「あたっては」を「あつては」に改め、同項第2号中「あたっては」を「あつては、」に改め、同項第3号中「あたっては」を「あつては」に改め、同項第4号中「あたり」を「当たり」に改める。

第16条第2号中「始めた時刻並びに開閉」を「終えた時刻及びこれ」に改め、同条第3号中「始めた時及びこれを」を削る。

第17条第3項中「のほか」を「の規定にかかわらず」に、「時、その他」を「ときその他」に改める。

第18条第1項中「附近」を「付近」に改め、同条第2項中「は」の次に「、」を加える。

第20条第1項第2号中「）」の次に「、」を加え、「、並びに」を「、」に、「電燈」を「電灯」に改め、同条第2項中「のほか」の次に「、」を加える。

別表第1中「（第14条、第19条、第20条第4号関係）」を「（第14条、第19条、第20条関係）」に改める。

別表第3中「1月より4月」を「12月～3月」に改める。

附 則

この訓令は、平成23年 8 月12日から施行する。

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

島根県選挙管理委員会告示第66号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号、漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号並びに農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）第6条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票を行うことができる施設について、次のとおり変更があった。

平成23年 8 月12日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

変更のあった施設

施設の名称及び所在地		変更事項	変 更 後
名 称	所 在 地		
特別養護老人ホーム東寿苑	八束郡東出雲町大字出雲郷493番地	施設の所在地の表記	松江市東出雲町出雲郷493番地
老人保健施設ケアセンター千鳥	八束郡東出雲町大字揖屋町1196番地	施設の所在地の表記	松江市東出雲町揖屋1196番地